

第1条（目的）

この規約は年次学術集会の大会長となるべき者を選考し、決定するための手続等を定めることを目的とする。

第2条（大会長の要件）

大会長の要件は以下とし、理事会に諮り決定する。

1. 10年以上にわたり正会員として在籍し、この学会の学術活動に顕著な功績が認められた者。
2. 当学会会員および賛助会員に対して人望が厚い者。
3. 勤務先の理解および協力が得られる者。
4. 理事を含めた代議員3名以上の推薦を得た者。
5. 理事長が推薦する者。

第3条

この規約の改廃は、理事会の議決によるものとする。